

厚生労働省 佐賀労働局

## 労働行政から見た職場の健康増進対策

～佐賀労働局第14次労働災害防止計画推進にあたっての  
健康プラン推進との接点・連携～

令和5年12月20日

令和5年度佐賀県健康プラン推進審議会

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

佐賀労働局  
第14次労働災害防止計画

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日



期待される結果（第13次労働災害防止計画期間との比較による）

- ◎ 労働災害による死亡者の数：**15%以上減少**
- ◎ 労働災害による死傷者の数：**減少**

# 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

## 労働災害防止計画とは／計画が目指す社会

### 労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

### 計画が目指す社会

労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・安全衛生対策の必要性とその経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

3

# 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

## 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 【計画本文抜粋】

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備  
(中略)

#### ★連携のポイント★

・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者等に対する周知方法についても工夫する。

4

# 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

## 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ★連携のポイント★

第3次佐賀県健康プラン(案)  
における目標「こころの健康づくり実行宣言登録事業所数の増加」

### 【計画本文抜粋】

- (ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと
- ・ (中略) ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
  - ・ (中略) 職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。
- (イ) (ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと
- ・ 佐賀産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
  - ・ 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット(欠勤、健康の問題を抱えつつ業務を行うことによる生産性の低下、経営損失の防止等)を周知し、**経営層に対する意識啓発の強化**を図る。
  - ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
  - ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

# 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

## 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 【計画本文抜粋】

- ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと (抜粋)**
- ・ 転倒災害は、**加齢による骨密度の低下**が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
  - ・ **筋力等を維持し転倒を予防**するため、運動プログラムの導入及び労働者の**スポーツの習慣化等**、**労働者の健康づくり**を推進する。
- イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと (抜粋)**
- ・ 一般的に**加齢に伴う身体機能の低下**により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを**予防するための体操等の周知・普及**を図る。
  - ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、スポーツ庁において実施する「Sport in Life プロジェクト」の周知啓発を行い、**スポーツの推進**を図る。
  - ・ 「職場における腰痛予防対策指針」等、**腰痛予防対策**について周知啓発を図る。
  - ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている**腰痛の予防対策**の普及を図る。
  - ・ 骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。

# 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

## 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 【計画本文抜粋】

#### ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと（抜粋）

- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等の**コラボヘルス（次頁）**に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・あらゆる機会に「**エイジフレンドリーガイドライン**」（次々頁）の周知啓発を行う。
- ・一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操等の周知・普及を図る。

## コラボヘルス取組啓発リーフレット（全国労働衛生週間説明会（9月）配布資料）

### 事業者の皆様へ

#### 定期健康診断等の結果を保険者に提供することにご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）  
スムーズな健康診断結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。

- ・健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、**健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供すること**についても契約してください。
  - ・事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供することについて、周知してください。
- 提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法があります。

※ 基発1223第5号 保発1223第1号「定期健康診断等及び特定健康診断等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。

#### 保険者とのコラボヘルスを推進してください

改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（T H P 指針）が令和3年4月1日に適用されました。

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、労働災害の防止、企業の生産性向上等につながることを踏まえ、T H P 指針が改正されました。

#### 改正概要

- 1 保険者とのコラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追加したこと。
- 2 健康保持増進の検討に当たり、
  - ・健康診断の結果を保険者に提供が必要があること
  - ・保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましいこととしたこと。
- 3 保険者から40歳以上の労働者の安全法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、**事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務**であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示したこと。

#### 取り組んでいただきたいこと

- 保険者から健康診断の結果を求められた場合は提供してください。  
→法律に基づく義務の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」にある事例も参考に、労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施してください。

### 協会けんぽとのコラボヘルスで従業員の皆様の健康を守りましょう

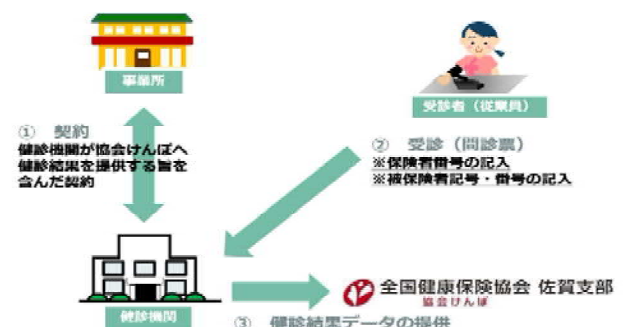
協会けんぽに加入する40歳以上の方の

#### 定期健康診断（事業者健診）の結果を提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導を実施いたします

#### 事業主様へ

- ① 労働安全衛生法に定める定期健康診断（事業者健診）のご契約の際は、「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。
- ② 健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。



事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

#### 提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度を見える化した事業所カルテを提供します。

#### 健診結果は個人情報ですが、協会に提出しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

# 「エイジフレンドリーガイドライン」の概要



## 【事業者に求められる事項】

### 1 安全衛生管理体制の確立

#### 🌀 考慮事項 🌀

- ・ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です
- ・ 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態  
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・ 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

### 2 職場環境の改善

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### 🌱 対策の例 🌱

- ・ フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・ 体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・ 健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

### 5 安全衛生教育

## 【労働者に求められる事項】

- ・ 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・ 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・ 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・ 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・ 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

9

# 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

## 計画の目標（重点事項「7 労働者の健康確保対策の推進」関連）

### アウトプット指標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。
- 健康診断後の事後措置、治療と仕事の両立支援、その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。

### アウトカム指標

- 自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに50%未満とする。

## アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下のとおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少する。
- 死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間において減少する。